

きのこ菌の予約受付について

雄武町森林組合では「きのこ菌」の予約を受け付けています。

種類

- ・駒菌1瓶（5百駒入り）
- ・種菌1瓶（1千cc入り）

いずれもシイタケ・ナメコ・ヒラタケ・タモギタケの4種類

※原木は、きのこ菌1瓶で90cmの原木16本ほど必要です。原木の数量が少ないため早めに申し込みください。植菌用ドリルは無料で貸し出します。

申込先 雄武町森林組合（新日の出町）
受付期間 3月31日（金）まで
雄武町森林組合
☎ 84・2036



パスポートの手続きに関するお知らせ
（旅券法令が改正されました）

旅券法令の改正に伴い、令和5年3月27日（月）から旅券申請手続きが一部変更になります。

- ・主な変更点は次のとおりです。
- ・**戸籍を確認する場合の提出書類を戸籍謄本に統一**

※戸籍抄本では受け付けられません。

旅券申請の一部オンライン化

旅券の残りの有効期間が1年未満で旅券の記載内容に変更がなく新たな旅券を申請する場合などにオンライン申請が可能となります。パスポート窓口に来所せず申請することができ、受け取りの際は従来どおりご本人が窓口にお越しいただく必要があります。

オンライン申請を行うことが可能な窓口は当面の間、パスポートセンターおよび各（総合）振興局のパスポート窓口のみとなり、マイナポータルを通じて選択した受け取り窓口での交付となります。

- ・オンライン申請の場合、市町村の窓口で受け取ることはできませんので、市町村の窓口で受け取りを希望される場合は、これまでと同様に紙での申請手続きとなります。
- ・**査証欄増補の廃止**
- ・**未交付失効旅券がある場合の手数料の新設**



問 住民生活課戸籍住民係
問 総合政策部国際局国際課パスポートセンター
☎ 011・219・3388

《シリーズ》

ごみの出し方Q&A

「環境衛生係から「ごみの分け方・出し方」について、よくある質問についてお答えします。」

質問1 引っ越しによりごみが大量に出ました。ごみステーションに搬出して良いでしょうか。

回答1 ごみステーションは、地域住民で共有して使用するものです。そのため、引っ越しなどで発生した大量のごみを搬出してしまうと、ほかの住民がごみステーションを利用できなくなるほか、ごみ収集車に収集ルートのごみが載せきれないなど、日常のごみ収集に大きな支障をきたす恐れがあります。

引っ越しごみに限らず大量のごみを処分する際は、適正に分別のうえ排出者が直接ごみ処理施設へ搬入してもらいますようお願いします。

質問2 ごみ処理施設への搬入方法について教えてください。

回答2 道道美深雄武線の道沿いに旧焼却処理場、その先に最終処分場がありますので、そちらに直接搬入が可能です。各施設には雄武自工（有）の従業員がいますので搬入の際は従業員の指示に従ってください。なお、指定ごみ袋に入れていない

搬入ごみは10kg当たり80円の処理手数料がかかります。受け入れ品目は次のとおりとなっています。

また、粗大ごみにつきましても材質に応じて、該当する受け入れ品目の処理施設へ直接搬入することができますのでお役立てください。

【旧焼却処分場】

営業日時 土・日・年末年始を除く9時～16時まで

受入品目

生ごみ、びん、ペットボトル、プラスチックごみ、空き缶、紙類、廃木材、鉄くず

【最終処理場】

営業日時 土・日・年末年始を除く9時～15時30分まで

受入品目

燃やせるごみ、燃やせないごみ

環境衛生係では、ごみの出し方についての質問を受け付けています。質問などございましたら、環境衛生係まで問い合わせください。

町民一人ひとりの心がけが、ごみの減量化とリサイクル推進につながります。ごみの適切な分別をよろしくお願いいたします。

問 住民生活課環境衛生係

転入・転出・転居の届出は14日以内に

春は転勤や進学、就職など引っ越しのシーズンです。その際は、忘れずに役場窓口で住所異動の届け出を行ってください。



【転入届（町外から雄武町へ）】

- ・**必要なもの** これまで住んでいた市区町村から転出する際に交付を受けた転出証明書、本人確認ができる書類（運転免許証・保険証など）、お持ちの人はマイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード。

- ・**届出人** 本人または転入後の住所で同一となる世帯がある場合は、その世帯の人。それ以外の代理人が届け出する場合は、本人からの委任状・代理人の本人確認書類・印鑑が必要です。

【転出届（雄武町から町外へ）】

- ・**必要なもの** 届出人の本人確認ができる書類（運転免許証・保険証など）。また、転出証明書を発行するため、転出先の住所が分かるようにしてください。

- ・**届出人** 本人または届け出時点で同一世帯の人。それ以外の代理人が届け出する場合は、本人からの委任状・代理人の本人確認書類・印鑑が必要です。

- ・**届出期間** 転出をされる日までに手続きをしてください。転出する日の14日前から届け出が可能です。届け出をせずに引っ越した場合は、転出後14日以内に届け出してください。遠方に転出した場合など、郵送による手続きも可能ですので、その際は事前に問い合わせください。

【転居届（町内における異動）】

町内で住所が変わる場合は、転居届が必要です。転入・転出届と同様に、本人確認書類を持参のうえ、転居後14日以内に手続きをしてください。

※マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルを通じたオンラインによる転出届・来庁予定の連絡ができます

手続きの際には、マイナポータルトップ画面に表示されているメインバナーや注目の情報などから「引越しの手続」をタップし、案内に従い手続きをしてください。

手続きには、マイナンバーカード、交付の際に設定した暗証番号が必要です。

※届出期間が過ぎてしまった場合

異動日から14日経過後でも必ず届け出してください。その際、住民基本台帳法第52条第2項に基づき、簡易裁判所から5万円以下の過料を請求される場合がありますので、ご注意ください

問 住民生活課戸籍住民係